

産科医療補償制度開始 にあたって

日産婦医会・記者懇談会
2009-1-14

日本産婦人科医会 常務理事 石渡 勇

1

医療事故対策 — 最適のシステム

1. 医療提供者の事故の報告を鼓舞し支援する
2. 医療事故の真相・原因を究明し防止対策を講じる機構を有する(現行の裁判は不適)
3. 能力の劣る者、危険な医療を行う者、善意に欠ける者を規制する機構を有する
4. 医療提供者に医療過誤を減少させるためのincentiveを与える
5. 医療事故が生じた時の迅速、公平、妥当な補償制度を有する
6. 医師・患者関係における率直性と開放性を促進し、相互の信頼関係を確保する

(Studdert, DM, etal JAMA, 2001, 改変)

2

産科医療補償制度加入へのお願い 平成20年7月吉日

社団法人日本産科婦人科学会 理事長 吉村 泰典
 社団法人日本産婦人科医会 会長 寺尾 俊彦

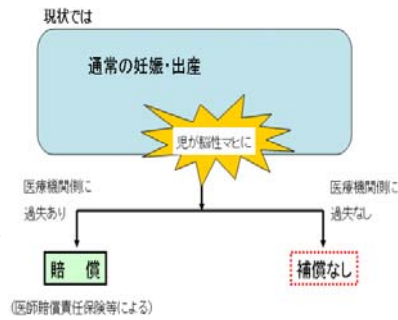
理念: ○脳性麻痺児と家族に対して**補償**: 一定の条件を満たす場合には、その看護・介護の費用が無条件に補償される

○**原因分析をし、再発予防と紛争の防止**・早期解決と産科医療の質の向上を図る

○産科医の確保と周産期医療の安定

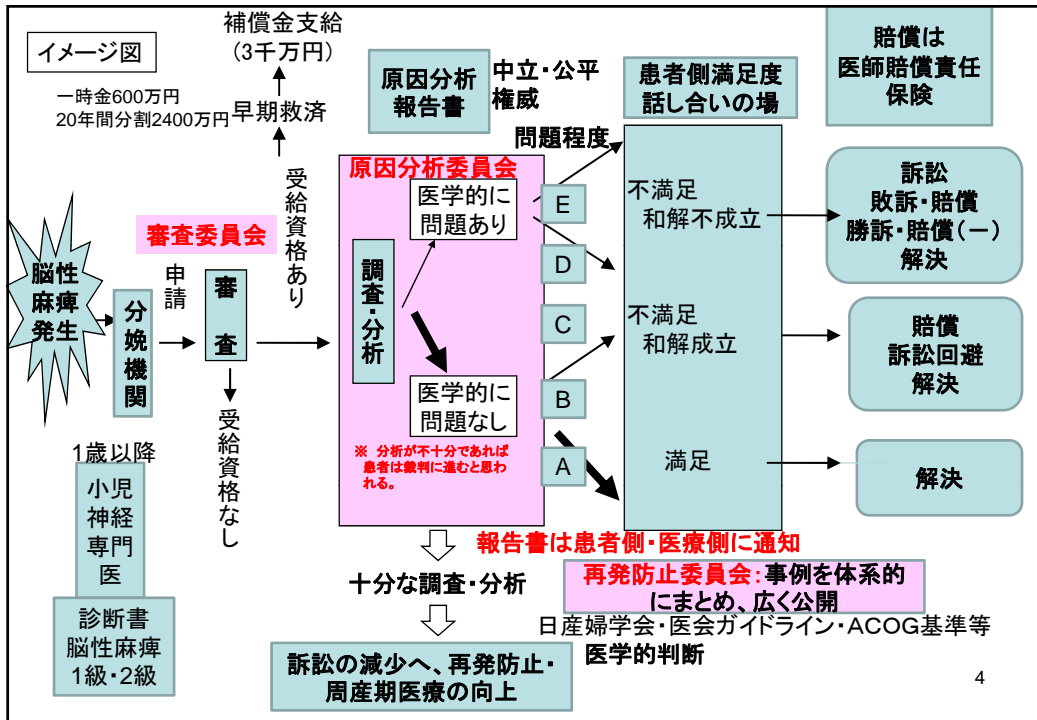
運用:

- ① 分娩機関が保険料(3万円)を負担する
- ② 分娩機関の分娩費用増額が想定され、産婦の負担軽減を目的に、国は、出産育児一時金を上乗せし、公的性格をもつ制度として、積極的に支援する。



3

☆医療側・患者側双方にとって精神的・肉体的苦痛は筆舌に尽くしがたい



4

加入のメリット・デメリット

○加入メリット

- ・ 速やかな補償(無過失の場合でも補償する)
- ・ 公平中立な原因分析委員会での医学的な分析(納得)
- ・ 医療レベルアップ
- ・ 国民の信頼(無過失補償;医療安全に取り組む姿勢)

○未加入デメリット

- ・ 患者離れ 分娩の減少
- ・ 診療報酬点数加算なし
ハイリスク妊娠・分娩
- ・ 紛争の増加
- ・ 出産育児一時金据え置き
分娩機関に直接振り込まれる場合に、保険料分のカット

☆分娩機関にとって事務手続きの増加はあるもメリットは大きい

☆ 分娩料未払い問題

出産一時金の医療機関直接振り込み要望→実現の可能性大
医療保険未加入者(生保・助産制度等):支給額の保険料分アップ要望→実現

5

本制度加入機関の周知

- 日本医療機能評価機構HPに掲載10/1
- 日産婦医会HPに掲載(機構HPとリンク)
- 母子健康手帳交付時に説明
- 本制度加入機関を表示するプレート掲示

本制度の周知 テレビ・新聞・雑誌

NHK10/6・民放テレビ

厚労省HP

マタニティー雑誌

政府広報:たまごクラブ11/15、週刊新潮
12/4、女性セブン12/4、女性自身12/2、
オレンジページ12/2、an・an12/3、等



6

政府広報:

- ・たまごクラブ11/15、
- ・週刊新潮12/4、
- ・女性セブン12/4、
- ・女性自身12/2、
- ・オレンジページ12/2、
- ・an・an12/3、
- ・等

HPによる広報
テレビ
新聞
雑誌
その他

より質の高い産科医療を目指して

産科医療補償制度が はじまります。



妊婦の皆様が安心して産科医療を受けられるように、分娩機関が加入する制度です。この制度に加入している分娩機関でお産すると、万一の時に補償の対象となります。

平成21年1月スタート

産科医療補償制度は、各地域の妊婦さんご自身の意思により産科医療の選択がままならなくなった赤ちゃんさんご家族の経済的負担を減らすために、産科医療の質を一定水準に引き上げるために、民間の産科医療を支援して立ち上げられた制度です。

加入している分娩機関にはシンボルマークの付いた加入証が授けられ、対象となる妊婦の分娩には「加入証」が交付されます。

平成21年1月以降に生まれた赤ちゃんから対象となり、所定の条件を満たした産科医療費(一部)が100万円以内(産科医療費)が補償金として支払われます。

※本制度に加入している分娩機関などの詳しい情報は、お電話ください。 <http://www.sanki-ho.jp/>

財団法人 日本産科医療補償機構
TEL:03-5500-2221 受付時間:9:00-17:00 (土日祝日)

7

本制度加入状況

平成21年1月9日現在

都道府県	病院・診療所			都道府県	病院・診療所			都道府県	病院・診療所		
	全機関数	加入機関数	加入率(%)		全機関数	加入機関数	加入率(%)		全機関数	加入機関数	加入率(%)
北海道	108	108	100	石川	38	38	100	岡山	47	47	100
青森	33	33	100	福井	24	24	100	広島	69	69	100
岩手	43	43	100	山梨	16	16	100	山口	40	40	100
宮城	48	48	100	長野	50	50	100	徳島	23	23	100
秋田	27	27	100	岐阜	57	57	100	香川	28	28	100
山形	35	35	100	静岡	84	83	98.8	愛媛	41	41	100
福島	57	57	100	愛知	164	164	100	高知	21	21	100
茨城	63	62	98.4	三重	45	45	100	福岡	132	132	100
栃木	47	47	100	滋賀	43	43	100	佐賀	31	31	100
群馬	47	47	100	京都	62	62	100	長崎	58	58	100
埼玉	114	113	99.1	大阪	166	164	98.8	熊本	60	61	100
千葉	118	111	94.1	兵庫	121	117	96.7	大分	35	35	100
東京	205	202	98.5	奈良	33	33	100	宮崎	50	50	100
神奈川	129	129	100	和歌山	26	26	100	鹿児島	56	56	100
新潟	51	51	100	鳥取	18	17	94.4	沖縄	38	38	100
富山	27	27	100	島根	22	22	100	合計	2,851	2,831	99.3

全分娩機関の本制度への加入をお願いします

8

検討事項(医会からの機構・厚労省への要望)

1. 分娩費用未払いへの対応
2. 医療保険加入していない妊婦への対応
3. 本制度加入から補償開始までの日数の短縮
4. 本制度に加入することを鼓舞する施策
5. 国民への広報
6. 保険料の流れを明確に(透明性のある経理)
7. 市町村の役割:母子健康手帳交付時の説明
8. 分娩費の適正化
9. 本制度における保険料払込の確認システム

9

産科医療補償制度の問題点と改善 の要望とその実現

1. 分娩費用未払い:

問題点:未払い発生率は0.77%、推定総額17億円

改善案: 出産育児一時金の分娩機関への直接振り込み

保険料分の運営組織への直接振り込み

掛け金を徴収せず補償対象とする(標準約款修正無)

回答・改善:出産育児一時金の分娩機関への直接振り込み→実現
?

分娩機関で支払った分娩費用等の領収書に加算対象出産の
スタンプを押す。妊婦はこの領収書を保険者に提出し出産育
児一時金の支給を受ける

10

産科医療補償制度の問題点と改善の要望とその実現

2. 医療保険に加入していない妊婦(生活保護・入院助産、等)

問題点:分娩費用が通常半額以下、さらに3万円に負担は困難

改善案:保険料分は別途支給

回答・改善:

○生活保護制度の出産扶助については、国において「処理基準を改正し、出産育児一時金の改正に合わせて国で対応→3万円アップ

○児童福祉法の入院助産制度についても、各自治体において補助要綱を改正し対応→→3万円アップ

未解決:医療保険を持たず、上記の扶助を受けられない、分娩費用未払い者の保険料分(3万円)の取り扱い

11

産科医療補償制度の問題点と改善の要望とその実現

3. 経理(保険料の流れ)の明朗化

問題点:民間保険会社の経理は単年度決算、本制度で徴収された保険料が、どのように使用(補償・事務運営、等)され、余剰金の額が不明瞭になる可能性がある。賠償が発生した場合、補償金を保険会社に返還することになっている。それらの経理が不明瞭になると本制度の見直しができない

改善案:以上を明瞭にするシステムを要望

回答・改善:本制度の収支状況については、企業会計基準により作成した損益計算書等について、外部有識者によって組織される「産科医療補償制度運営委員会」に報告し、ホームページ等で公開。社会保障審議会医療部会および医療保険部会にも報告。

12

産科医療補償制度の問題点と改善の 要望とその実現

4. 本制度を安定化させるために

問題点: 保険会社が破たんした場合の対応

改善案: 保証の仕組み、国の制度とすることも考慮

回答: そのために、東京海上日動火災保険会社を幹事保険会社として複数社による共同保険契約とした。

保険契約者: (財) 日本医療機能評価機構

保険加入者(被保険者): 分娩を取り扱う病院・診療所・助産所

保険会社: 複数の民間保険会社(6社共同)

未解決:

13

今後のスケジュール案

11月13日: 分娩費用未払いアンケート調査結果報告

11月26日: 産科医療補償制度の問題点と改善の要望(医会から)

12月12日: 出産育児一時金加算支給(医政局長通知)

政府広報: 都道府県・市区町村広報

12月末: 審査・提出資料の分娩機関への送付

平成21年1月1日: 制度開始、出産育児一時金引き上げ

1月末: 各種委員会メンバー選定

- ・原因分析委員会・調整委員会・再発防止委員会・審査委員会
- ・意義審査委員会

2月27日: 加入機関からの掛金振替開始

4月1日以降: 母子健康手帳本体での本制度掲載開始

7月1日以降: 補償申請受付開始

14

マスコミへのお願い

- ・国民に広く情報を流し周知していただきたい
- ・世界に類を見ない大規模な民間保険を活用した補償制度である
 - 脳性麻痺児および家族の速やかな救済
 - 原因分析を徹底的に行い、再発防止と医療向上
- ・分娩機関が掛け金(保険料:3万円)を負担
- ・出産育児一時金が38万円(3万円アップ)となる
- ・妊婦には経済的負担がかからない
- ・本制度に未加入機関での分娩は補償が受けられない
- ・医療保険未加入の場合は一時金の支給なし
- ・飛び込み分娩(全国0.3%)が問題
- ・分娩費未払い(約0.8%)が社会的な問題

15